

# 富 山 県 ビ ー チ ボ ー ル 協 会 規 約

## 第 1 章 名称及び事務局

第 1 条 本会は富山県ビーチボール協会（以下「本会」という）と称する。

第 2 条 本会の事務局は、富山県下新川郡朝日町南保越 3 0 6 番地に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

第 3 条 本会は、富山県ビーチボール協会愛好者の統一機関であり、ビーチボール 競技の健全な普及発展と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 富山県内の競技会の開催並びに後援。
- (2) 各種大会への参加。
- (3) ビーチボールの研究、普及講習会の実施ならびに後援。
- (4) 加盟団体との相互連絡。
- (5) その他本会の目的達成に必要な事項。

## 第 3 章 組織

第 5 条 本会は、富山県下の各市・町・村・地区ビーチボール団体（以下、「加盟団体」という）をもって組織する。

## 第 4 章 役員

第 6 条 本会に次の役員を置く。

- |         |     |           |     |
|---------|-----|-----------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 | (2) 副 会 長 | 若干名 |
| (3) 理事長 | 1 名 | (4) 副理事長  | 若干名 |
| (5) 理 事 | 若干名 | (6) 監 事   | 2 名 |
| (7) 評議員 | 若干名 |           |     |

第 7 条 会長、副会長は評議員会で推挙する。

第 8 条 理事は加盟団体において市は各 2 名、町・村・地区は各 1 名とし、  
その他会長が特に推薦するものとする。理事長、副理事長は理事の  
互選により定める。

第 9 条 評議員は各加盟団体毎に 3 名とする。

第 10 条 監事は評議員会の議を経て会長委嘱する。

## 第 5 章 役員の仕事

第 11 条 会長は本会を代表して会務を統括し、評議員会の議長となる。

第 12 条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

第 13 条 理事長は理事会の議を経て理事を代表して、会務の執行にあたる。

第 14 条 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときは、その職務を  
代理する。

第 15 条 理事は理事会を構成し、評議員会の議決に基づき会務を執行すると  
ともに、評議員に諮る事項を審議決定する。

第 16 条 評議員は評議員会を構成し、本会の重要事項を審議決定する。

第 17 条 監事は本会の会計を監査する。

第 18 条 役員の仕事は 2 年とする。但し、再任は妨げない。  
補欠による役員の仕事は前任者の残任期間とする。

第 19 条 本会に名誉会長、顧問、参与を置くことができる。  
(1) 名誉会長、顧問、参与は評議員会の議を経て会長が委嘱する。  
(2) 顧問は重要事項につき諮問に応じる。  
(3) 参与は会議に出席して意見を述べることができる。  
但し、議決権は有しない。

## 第6章 会 議

- 第20条 本会の会議は評議員会及び理事会とする。
- 第21条 評議員会は年1回会長が招集する。但し、会長が必要と認めたとき、又は評議員の3分の1以上から会議の目的事項を示して評議員会の開催を請求した場合は、速やかに招集しなければならない。
- 第22条 評議員会は本会の決議機関であり、次に掲げる事項は評議員会の議を経なければならない。
- (1) 予算及び決算に関すること。
  - (2) 事業計画に関すること。
  - (3) 役員を選任に関すること。
  - (4) 規約の制定及び改正に関すること。
  - (5) 前各号のほか、重要事項に関すること。
- 第23条 理事会は会長、副会長、理事長、副理事長及び理事をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。
- 第24条 評議員会は2分1以上の出席を持って成立し、議事は出席者の過半数の決議を持って定める。賛否同数の場合は議長の決するところとする。但し、本会の規約改正は出席した評議員の3分の2以上の同意を得なければ成せない。
- 第25条 評議員会に評議員が欠席する場合は、議長に委任状を提出することとし、議長は代理として議決権を有する。また評議員以外の代理人の出席及び議決権は認めない。

## 第7章 会 計

- 第26条 本会の経費は会費、補助金、寄付金、事業収入及びその他の収入を持ってあてる。
- 第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

## 第 8 章 加 盟

第 28 条 本会に加盟しようとするものは、評議員会の承認を得なければ  
ならない。

## 第 9 章 専門部会

第 29 条 本会の会務を遂行する為に専門部会を設けることが出来る。

## 附則

本規約の施行に必要な細則は別に定めることが出来る。

本規約の施行は昭和 61 年 7 月 25 日より効力を生ずる。

平成 2 年 4 月 21 日 一部改正

第 8 条 「その他会長（県協会）が推薦するものとする。」

平成 3 年 4 月 26 日 名称変更

「ビーチバレーボール」 ⇒ 「ビーチボール」

平成 6 年 2 月 18 日 一部改正

新たに「評議員」を設け、役員の任務及び役員会議の役割等を改正。

平成 18 年 4 月 8 日 一部改正

第 8 条 「各団体 2 名以内、町・地区・支部は各団体若干名、  
村は各団体 1 名」

第 9 条 「評議員は加盟団体毎に 3 名」

平成 21 年 4 月 20 日 一部改正

第 28 条 事業収入の次に「審判員登録料」を追加

平成 22 年 4 月 17 日 一部改正

支部、常任理事及び常任理事会の廃止

理事の定数、理事会の役割等を改正

## 富山県ビーチボール協会規約細則

平成 6 年 4 月 9 日 施行

平成 16 年 4 月 10 日 改正

第 1 条 専門部会として、総務部、生涯部、企画部、広報部、審判部、  
女子部、普及部を設ける。